

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁵²〕源泉所得税関係

令和2年分 年末調整における主な留意事項について(PART 1)

Q 年末調整の準備を進める時期となっておりましたが、昨年と比べて変わった点について教えてください。

A

1. 給与所得控除に関する改正

給与所得控除額が次の表のとおり改正されました。この改正に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されていますので、令和2年分の年末調整の際には、「令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	$(A) \times 40\% - 10\text{万円}$	$(A) \times 40\%$
180万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8\text{万円}$	$(A) \times 30\% + 18\text{万円}$
360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44\text{万円}$	$(A) \times 20\% + 54\text{万円}$
660万円超 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110\text{万円}$	$(A) \times 10\% + 120\text{万円}$
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		220万円

2. 基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

(1) 基礎控除の改正

基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

(2) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、特別障害者に該当する人又は年齢23歳未満の扶養親族を有する人若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人の総所得金額を計算する場合には、給与の収入金額（その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

(注) 所得金額調整控除には、上記の控除のほか、給与所得と年金所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除（以下「所得金額調整控除（年金等）」といいます。）もありますが、年末調整においては所得金額調整控除（年金等）の適用を受けることはできません。ただし、確定申告により所得金額調整控除（年金等）の適用を受けようとする人が、年末調整の際に「給与所得者の基礎控除申告書」等で合計所得金額を計算するときは、所得金額調整控除（年金等）を考慮して合計所得金額を計算する必要があります。

(3) 「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の新設

上記(1)及び(2)の改正に伴い、それぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」（注1）が新たに設けられ、年末調整において基礎控除又は子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までにそれぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出しなければならないこととされました。

(注)1 租税特別措置法第41条の3の4第1項に規定する申告書をいいます。以下同じです。

2 国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載している「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」については、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」（3様式の兼用様式）となっています。

(4) 源泉徴収簿の様式変更

源泉徴収簿に「所得金額調整控除額」欄、「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」欄及び「基礎控除額」欄が追加され、「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄が「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄に改められました。

これらに伴い、基礎控除額について、令和元年分の

源泉徴収簿においては、「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄に含めて記載することになっていましたが、令和2年分の源泉徴収簿においては、「基礎控除額」欄に記載することとされました。

所得金額調整控除に係る取扱いについて

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)には、「所得金額調整控除に関するFAQ(源泉所得税関係)」を掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

「各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正」及び「ひとり親控除及び寡

○源泉徴収簿の変更点
令和元年分 源泉徴収簿(抜粋)

給与所得控除後の給与等の金額	⑨
社会保険料等	⑩
除料等	⑪
控除額	⑫
生命保険料の控除額	⑬
地震保険料の控除額	⑭
配偶者(特別)控除額	⑮
扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯
所得控除額の合計額	⑰
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱ (1,000円未満切捨て)

令和2年分 源泉徴収簿(抜粋)

所得金額調整控除額(※)	⑩ (100円未満切上げ、最高150,000円)
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪
社会保険料等	⑫
除料等	⑬
控除額	⑭
生命保険料の控除額	⑮
地震保険料の控除額	⑯
配偶者(特別)控除額	⑰
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱
基礎控除額	⑲
所得控除額の合計額	⑳
差引課税給与所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額	㉑ (1,000円未満切捨て)

婦(寡夫)控除に関する改正」等については次号に掲載します。

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口優子
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

【ふるさとの食】シリーズ ⑧

長野県のりんご栽培は、明治7年に国から県に苗木が配布された時から始まったとされ、明治30年頃から大正末期にかけて



高密度わい化栽培で育てられたりんご畑

県内各地に伝わったのち、昭和のはじめの世界的な大恐慌により、それまで県の一大産業であった養蚕が不振に陥り、転換作物としてりんごが奨励されたことがきっかけとなり生産が拡大したそうです。ちなみに、その頃の栽培の主流は「国光」や「紅玉」という品種だったそうですが、昭和40年代ごろからお馴染みの「ふじ」や「つがる」へと改植されていきました。

長野県は日照時間が長く、昼夜の気温差が大きいというりんご栽培に適した気象条件を有するとともに、生産者、関係者の方々のたゆまぬ努力により、かつて、5mを超える大木が主流であったりんごの木も、樹木

信州りんご「恵まれた自然環境と生産者の努力で一大産地に」

をコンパクトに抑え、手入れがしやすく、収穫量の増加も見込める「わい化栽培」「高密度植栽培」技術が開発・普及したことで、生産効率が高まり、品質の向上にも繋がったそうです。品種改良も長年にわたり行われ、多種多様な品種が生まれました。「秋映(あきばえ)」「シナノゴールド」「シナノスイート」「サンふじ」などは有名なところ



です。

りんごには古くから「一日一個のりんごは医者

を遠ざける」という格言があるほど、様々な栄養素が豊富に含まれているそうで、体調が悪い時にすりおろしなどで召し上がる方も多いのではないのでしょうか。美味しくて身体にも良い、そんな素敵秋の味覚「りんご」が身近にある私たちは幸せですね。

(上兼健司編集委員)

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号